

令和7年度東浦町スポーツ施設の年間予約制度の追加・変更に関する募集要領

2025 年 5 月 1 日 東浦町学び支援課

1 変更の趣旨

以下の2点を制度の大きな趣旨としています。

- (1) 町内団体が安定かつ定期的・継続的に施設を利用できるようにすること。
- (2) 利用者の施設予約手続きに関する負担を軽減すること。

2 制度の内容

従来の東浦町スポーツ施設の年間予約制度の内容を一部追加・変更するもので、**第2・北部・西部・南部グラウンド**に限り、1団体につき週2回（日）、1回（日）あたり4時間以内、または1団体につき週1回（日）あたり8時間以内で希望する曜日・時間の施設予約を他の一般利用者よりも優先して予約ができる制度です。

なお、令和7年度東浦町スポーツ施設の年間予約制度にて、第2・北部・西部・南部グラウンドで年間予約がない時間帯に限り追加・変更となります。

※希望する曜日・時間に複数の団体から申請があった場合はスポーツ課を通じて利用調整を行うか、調整できない場合は抽選により使用する団体を決定します。

※※**令和7年度東浦町スポーツ施設の年間予約制度において**、1団体につき週2回（日）、1回（日）あたり4時間以内の承認を受けている団体は、当該承認内容を変更し、新たに週1回（日）あたり8時間以内とします。

3 対象となる施設

P4の別表1に記載の施設を対象とします。（施設によっては申請できない曜日・時間帯がありますのでご注意ください）

4 追加・変更予約を募集する利用枠

令和7年9月1日利用分から令和8年3月31日利用分まで
令和8年4月1日以降の取り扱いについては、改めて通知します。

5 申請資格

- (1) 構成員が10名以上の団体であり、かつ、その8割以上が東浦町内在住、在勤、在学であること。（構成員はその団体で活動する者とし、活動しない家族・送迎者・応援者は含めないものとします。）
- (2) 月に2回以上の利用であること。

6 申し込みの方法

以下の書類に必要事項を記入のうえ、**2025年5月9日（金）17時15分までに**指定の施設窓口へ提出してください。

※書類提出先の施設について、12月28日から1月4日までは年末年始の休館となりますのでご注意ください。

《必要書類》

- ①令和7年度 東浦町スポーツ施設年間予約申請書
- ②令和7年度 利用計画表

※令和7年9月以降の利用分について記載してください。

③令和7年度 利用登録者名簿（※）

※団体独自で名簿を保有していて、記入事項が網羅されていれば、そちらを提出いただいても構いません。

すでに提出済の場合は再度の提出は不要です。

《書類の提出先》

メディアス体育館ひがしうらの窓口へご提出ください。

7 申請にあたっての注意事項

(1) 特定の曜日・時間を申請してください。

※時間は正時刻（00 分始まり～00 分終わり）としてください。

(2) 第2・北部・西部・南部グラウンドに限り、1 団体につき週2 回（日）、1 回（日）あたり4 時間以内、または1 団体につき週1 回（日）あたり8 時間以内を申請の上限とします。

例)

- ・週2 回の活動・・・土曜日を4 時間、日曜日を4 時間で合計8 時間・・・OK
- ・週2 回の活動・・・土曜日を8 時間、日曜日を4 時間で合計8 時間・・・NG
- ・週1 回の活動・・・土曜日を8 時間・・・OK

(3) 申請した段階では年間予約は確定ではありません。希望する施設・部屋・曜日・時間に複数の団体から申請があった場合はスポーツ課を通じて利用調整を行うか、調整できない場合は抽選により使用する団体を決定します。

(4) 利用月の3 カ月前末日までに施設使用料のお支払い、自己都合によるキャンセルがある場合はその手続きが必要となります。(お手続き後、警報による貸館中止、熱中症対策に係るキャンセル、屋外施設においては雨天によるキャンセル等を除いて、自己都合によるキャンセルで施設使用料の返還はできません。)

例) 9 月利用分・・・6 月末日までに施設使用料をお支払い、自己都合によるキャンセルがある場合は手続きが必要。

(5) 申請いただいた曜日・時間の施設利用を確約するものではありません。(施設都合や町行事等で利用できない場合があり、その分の補填や代替施設へのあつ旋はありません。)

(6) 利用できない日の通知は緊急時を除き行いませんので、窓口受付時・お電話にてご確認をお願いします。

(7) 年度途中での施設・部屋・時間変更はできません。

(8) 構成員の半数以上が同じ団体は、別団体として提出したとしても同一団体とみなします。

(9) 虚偽の申請が発覚した場合は年度途中でも決定を取り消す場合があります。

8 利用調整会議について

希望する年間利用枠が重複し、スポーツ課による調整が困難となった場合、

「利用調整会議」において抽選により年間利用枠の決定を行います。抽選実施の有無はまだ分かりませんが、年間予約を申請される団体様におかれましてはご予定いただきますようお願いいたします。(ご参加は団体の構成員であれば、代表者でなくとも構いません。)

※利用調整会議の対象となる団体にはスポーツ係から個別に連絡させていただきます。

日時：2025 年 5 月 14 日（水）19:30～

場所：メディアス体育館内 はなのき会館 研修室（東浦町生路狭間 80 番地）

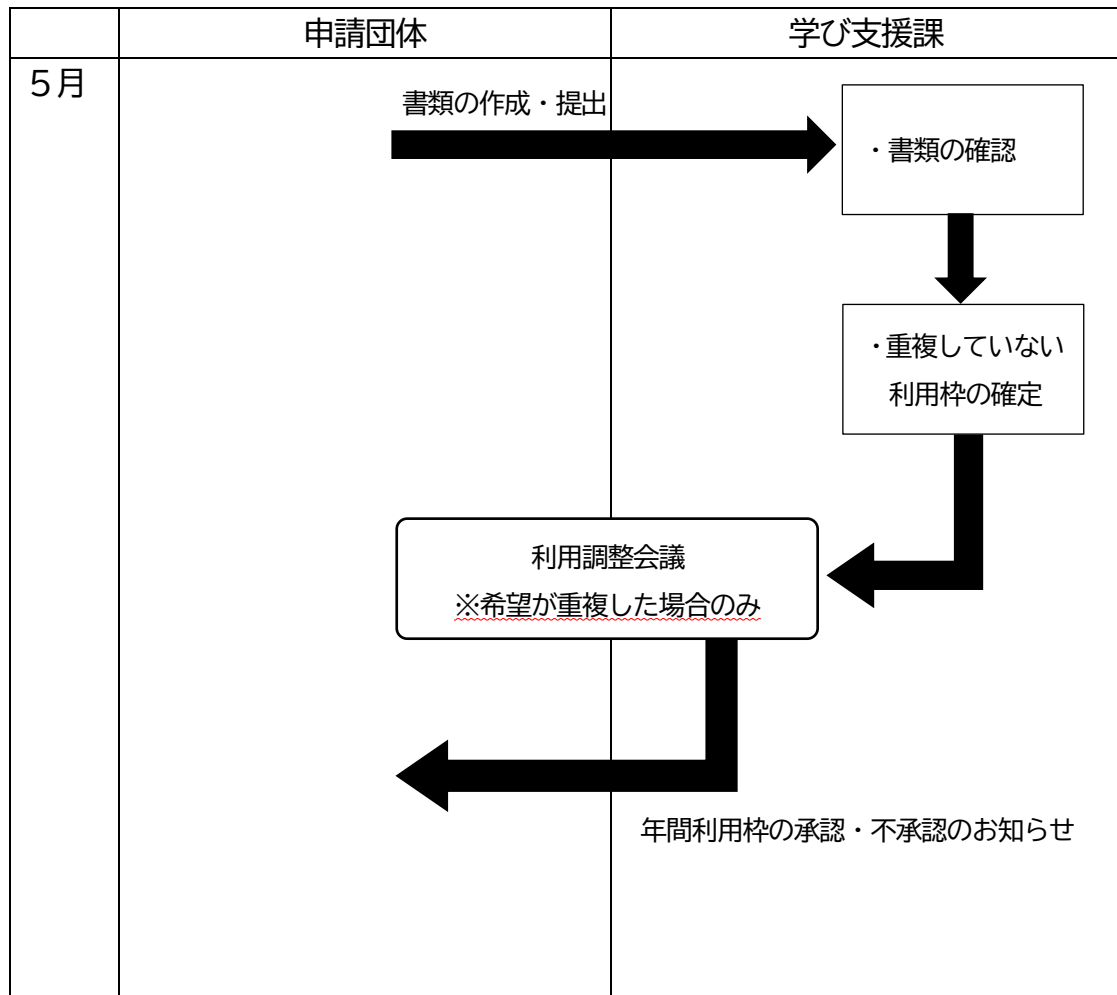
9 問い合わせ先

東浦町学び支援課スポーツ係

電話番号：0562-83-8333

※平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までにお問い合わせください。

7 今後の流れ



別表1

追加・変更になる対象施設

施設	部屋	申請できない曜日・時間
北部グラウンド	全面	・土曜日 9時～13時 ・日曜日 9時～13時
西部グラウンド	全面	・土曜日 8時～12時 ・日曜日 9時～13時
南部グラウンド	全面	・土曜日 8時～12時 ・日曜日 8時～12時
第2グラウンド	全面※1	・土曜日 14時～17時

※1の施設では、東浦町の行事や町スポーツ協会大会が多く入ることが想定されます。
希望どおりに年間予約がしづらいことを予めご了承ください。